

## 平成22年度第4回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成22年12月2日（木） 午後1時50分～午後2時20分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委 員 水野春巳 渡邊弘一 坪井清夫

(2) 事務局

書記長 長縄松仁

書 記 安藤光男 堀尾政美 牛田彰和 牧野礼男

4 議題

定時登録について

愛知県知事選挙の執行について

5 会議資料

議案第14号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第15号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第16号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第17号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第18号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじ  
の日時、場所を定めること

議案第19号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第20号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第21号 投票所を定めること

議案第22号 期日前投票所を定めること

議案第23号 開票の場所及び日時を定めること

議案第24号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第25号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

6 議事内容

書 記：ただ今から平成22年度第4回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきま

す。はじめに、委員長からあいさつをいただきます。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。さて、来年2月には愛知県知事選挙が執行される予定です。その折にはご協力よろしくお願ひします。本日の委員会の議題は、定時登録及び愛知県知事選挙の議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上を、もちましてご挨拶とさせて頂きます。

書 記：議題に入ります。議事の取り回しを委員長にお願いします。

委員長：本日の議案は12件です。最初の議案が選挙人名簿の登録に関する事項、残りが知事選挙に関する事項ですので、2つに分けて説明をお願いしたいと思います。それでは「議案第14号 選挙人名簿に登録する者を定めること」について、事務局から説明を求めます。

事務局：平成22年12月2日現在の選挙人名簿登録者数は、男5, 871人、女5, 486人、計11, 357人となります。

委員長：議案に関し質疑のある方の発言を求めます。

委 員：（質疑なし）

委員長：議案第14号に関し賛成者の挙手を求めます。

委 員：（全員挙手）

委員長：続きまして、愛知県知事選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第15号から議案第25号の説明を求めます。

事務局：議案第15号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成23年2月6日執行予定の愛知県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。なお、区画数は6区画とする旨、県から通知がきております。

議案第16号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成23年1月19日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。議案

第17号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条の規定により、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。

議案第18号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定により、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思います。

議案第19号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第3

7条及び同法施行令第24条の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第20号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、土日の管理者については、現在選考中であります。

議案第21号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第22号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第23号 開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票所の場所及び日時を定める必要があるので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第24号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条第2項の規定により、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案第25号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委 員：議案第15号のポスター設置箇所に変更はありましたか。

事務局：特に変更はありません。以前と同じです。

委 員：議案第18号で氏名等の掲示の順番をくじで行うことは、各市町村の選挙管理委員会で行っていますか。県の届出順序で行えば、くじ引きの作業は不要になると思いますが。

事務局：義務になっていいますので、各市町村の選挙管理委員会で行う必要があります。

委員長：議案第15号から議案第25号に関し賛成者の挙手を求めます。

委 員：（全員挙手）

委員長：その他で何かありますか。

事務局：2月4日の投票所の点検は、午後3時頃に集合していただき、各投票所の点検を行います。また、1月20日の午後6時には、氏名等の掲載の順序を決めるた

めのくじを行いますので、委員長には来庁下さいますようお願い致します。

豊山町議会議員の一般選挙の説明会ですが、4年前は3月26日に行いました。今回も4月24日に町議会議員選挙が執行される予定ですので、同様に3月下旬に説明会を開催したいと思いますが、現時点では、3月下旬でご都合の悪い日程がありましたら、教えていただきたいと思います。

委 員：（特に意見なし）

委員長：その他委員のみなさんからは、何かありますか。ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成22年度第4回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成22年12月3日

委員長	鈴木恒男
委 員	水野春巳
委 員	渡邊弘一
委 員	坪井清夫